

2013 年度海外制度調査

小口貨物の通関・関税制度 (フィリピン)

2014年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス情報サービス課

マニラ事務所

目次

I. 通関手続きおよび関税制度.....	1
1. 簡易通関制度	1
2. 国際宅配便に関するガイドライン.....	3
3. 旅具通関制度	4
II. 免税輸入およびその他の諸税.....	5
1. 非関税輸入（免税輸入）	5
2. 付加価値税（VAT）	7
3. その他の課税	7
III. 引越し荷物および個人輸入の数量制限.....	8
1. 引越し荷物の通関の条件.....	8
2. 個人輸入の数量制限.....	8
3. 個人向け贈答品用小口貨物（Balik Bayan Box）	9
IV. 輸入禁止および輸入制限品目.....	10
1. 輸入禁止品目	10
2. 輸入制限品目	11
V. 展示会出品用貨物の通関.....	12
VI. 経済連携協定	13
VII. 関税・通関制度の今後.....	13
VIII. 関係機関連絡先.....	14

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 通関手続きおよび関税制度

フィリピンの通関手続きや関税制度を規定している包括的な法体系としては、まず、フィリピン関税法 (Tariff and Customs Code of the Philippines : TCCP) がある。これは、1957 年に制定された共和国法第 1937 号、同改正法、新たに発令された通達や法律をまとめた 1978 年の大統領布告令第 1464 号 (1978 年度関税法)、さらに 1982 年に一部条項の改正法である大統領令第 886 号 (1982 年度関税法) を包含した、関税や通関制度に関する総合的の法体系である。

以下、この包括的なフィリピン関税法¹および財務省関税局 (BOC) の通達やガイドライン、指示命令などを参考に、小口貨物の通関・関税制度について概観する。

1. 簡易通関制度

(1) 概要

関税法第 100 項 (Section) は、「たとえフィリピンから輸出した貨物であっても、フィリピンに輸入する全ての貨物は、特別な場合を除いて関税が課税される」と定めているだけで、小口、大口といった貨物の多寡によって特別な通関措置を取っていない。つまり、個人旅行者の旅具などを除いて、同国では一般に貨物の数量の多寡によって小口通関向け措置を特に認めていない。

しかし、後述するように、価額の多寡によって、例えば価額が 2,000 ペソ未満の貨物については簡易通関を認めるなどの特例を設けている。また、フィリピン人海外就労者や外交官の持ち込み荷物、もしくは外国人観光者の旅具や定住者の引越し荷物など、一部の物品の輸入については簡易通関制度を適用し、あるいは関税法第 105 項に基づき、条件付きで免税 (非課税) 措置を認めている。

いずれにせよ、関税局通達 (Customs Memorandum Order : CMO) 第 23-2009 号および関税法第 1302 項などにより、通関手続きを行う輸入者もしくは通関士は、関税局輸入者認定ユニット (Interim Customs Accreditation Registration Unit : iCARE²) での輸入者認定の取得および輸出入者情報を登録するデータベース「Client Profile Registration System : CPRS」への登録が義務付けられている。ただし、下記の場合に限って iCARE での輸入者認定取得手続きが免除されている。

<輸入者認定 (iCARE) 取得対象外となる輸入>

ア. 年に 1 回限りの輸入。

年に 1 回限りの輸入を行う輸入者は、関税局情報調査サービス課 (CIIS) に通関申告を行う際に、当該輸入が 1 年以内に 1 回限りの輸入であることを宣誓した宣誓供述書などを

¹ 関税率表を含む最新改訂版としては、2012 年度版が関税委員会 (Tariff Commission) から発行されている。

² iCARE への申請には営業許可書や証券取引委員会への法人登記、営業報告書などの必要書類提出などが課せられるほか、1 年ごとに更新する必要がある。

提出し、関税局長もしくは関税徴税官の承認を得なければならない（関税局通達第 44-2009 号）。

イ. 国際郵便による輸入。

ウ. 1995 年度特別経済区法（共和国法第 7916 号）や基地転用開発庁法（共和国法第 7227 号）の対象となる輸入。

エ. フィリピン政府および省庁・機関による輸入。

オ. 大使館や領事館、アジア開発銀行や世界保健機関など国際機関による輸入。

しかし、CPRS への登録は全ての輸入者に義務付けられている。また、近年は Electronic 2 Mobile Custom (E2M) と呼ばれる通関用オンラインシステムが導入されており、全ての輸出入はこのシステムに登録され、通関処理の簡素化、迅速化が図られている。輸出入者はこの E2M を通じて輸出入手続きをする。

(2) 通関の種類

輸入通関には、通常通関 (Formal Entry) と簡易通関 (Informal Entry) の 2 つがあり、貨物価額によって分類される。簡易通関は免税で通関できることを意味するわけではない。免税となる外国大使館や領事館、その他フィリピンと協定を結ぶ外国政府機関による輸入を除き、全ての貨物は通常通関または簡易通関のいずれかで通関される。

簡易通関、通常通関に関わらず、フィリピン関税法第 105 項は、携帯品の持ち込みについて条件付きで関税を免除する非関税輸入 (免税輸入) を認めている。これについては II. 免税輸入およびその他の諸税の項で詳しく述べる。

ア. 簡易通関 (Informal Entry)

- a. 商業用貨物の場合で価額が 2,000 ペソ未満のもの
- b. 旅行者による携行持ち込み荷物 (旅具)
- c. 郵便
- d. その他、個人使用と認められるもの

イ. 通常通関 (Formal Entry)

- a. 商業用貨物の場合で価額が 2,000 ペソ以上のもの
- b. 貨物価額、貨物種別にかかわらず、国内産業保護のため関税委員会によって通常通関が必要と判断されたもの

2. 国際宅配便に関するガイドライン

関税局通達第40-98号では、国際宅配便を「Express Consignment」と呼び、「Door to Door」の輸送サービスによって運ばれる貨物を指している。国際宅配便業者は荷送人への貨物の集荷、通関、荷受人への配達までを一貫して行う。FOB価額が500米ドルを超えないもの、他省庁の輸入許可を必要としないなど、一定の条件を満たした貨物であれば、インボイス、パッキングリスト、航空送り状などの必要書類を関税局の定める締め切り時間までにオンラインシステムを通じて提出することで、貨物到着前に通関申請ができる（Advance Processing）。実際の通関作業は貨物到着後に開始されるが、これにより通関にかかる時間が短縮される。

なお、同じ運送会社を使って同一の荷送人が送った2つ以上の貨物の本船渡し価格（FOB）合計が500米ドルを超える場合は、1つの貨物として扱われ、簡易通関ではなく通常通関で輸入することになる。

また、関税局通達第40-98号は、国際宅配便に関するガイドラインやその通関手続きなどを定めている。これによると、各空港などにある関税局の宅配便通関事務所が出先機関となり、インターネットや窓口で受理した運送状や送り状、パッキングリストなどの情報を一元管理し、通関手続きを行うこととされている。

貨物は一般に書類カテゴリーと非書類カテゴリーに分けられ、書類カテゴリーの貨物は緑色のバッグや袋に詰めて、非書類カテゴリーの貨物はそれ以外の色のバッグや袋に詰めてそれぞれ輸送・移送するなど区別されている。非書類カテゴリーはさらに、低価格非課税カテゴリー（諸税合計が10フィリピンペソ以下）、低価格課税カテゴリー、高価格カテゴリーに区別されて処理されている。

なお、国際宅配便での送付が禁止されている物品、宅配便の梱包寸法や貨物量制限については同通達により以下のとおり定められている。

<国際宅配便での送付が禁じられている品目>

- ・ 国内法で輸入が禁止、もしくは制限されている物品（輸入禁止および輸入制限品目についてはIV. 輸入禁止および輸入制限品目の項を参照）
- ・ 危険品
- ・ 高価な貨物
- ・ 生きているもの又は冷蔵の動物・魚・鳥類など
- ・ 食品や腐りやすい物品
- ・ 遺体など
- ・ 現金（現金に相当する債券なども含む）
- ・ フィリピン人海外就労者などの携行品

<宅配便の梱包寸法や貨物量制限>

- ・ 1パッケージ当たりの重量はできるだけ30キロを超えないこと。
- ・ パッケージの幅寸法は各辺が1.5メートルを超えず、2辺の合計が3メートルを超えないこと。
- ・ 送り状に可能な限り関税分類番号（HSコード）などで品目を適切に表記すること。
- ・ 低価格カテゴリーの貨物パッケージの場合、異なる品目の貨物が5品目を超えないこと。

3. 旅具通関制度

旅具については、旅行者が自ら携行したものか別送品として送ったものかを問わず、個人使用の目的に限って簡易通関制度の対象となる（関税法第1302項）。

また、関税法第105項（g）は、免税措置が認められる旅具について、「旅行者によって持ち込まれた衣類やアクセサリ、化粧品や洗面用具、携帯用の道具や器具、演劇用の衣装や小道具など」と規定している。しかし、旅具の免税範囲の判断については検査官の裁量によるところが大きいのが実情である。

免税範囲を超えていると判断された貨物については、商業用貨物か職業貨物などと判断され、関税および諸税が課せられるか、再輸出のための一時輸入と見なされ、関税および諸税の合計額の1.5倍相当額の保証金を預け入れるか、場合によって保証誓約書の提出を求められる。なお、酒類やタバコなどを携行品として持ち込む場合の免税範囲は以下のとおりである。これら嗜好品は、免税範囲を超えた輸入分について超過時関税として価額の30%程度の簡易税率が課される。

<酒類やタバコなどの携行品の免税範囲>

- ・ 酒類：2本まで。1本あたり1リットルを超えないこと。
- ・ タバコ：1回の持ち込みでタバコ2カートンもしくは2缶まで。
- ・ 香水：1個まで。

II. 免税輸入およびその他の諸税

1. 非関税輸入（免税輸入）

関税法第105項は、以下の輸入・携行品持ち込みについて条件付きで関税（輸入税）を免除する非関税輸入（免税輸入）を認めている。

- (1) フィリピン籍の漁船が直接持ち込む水産物。
船舶や航空機の引き揚げ（サルベージ）に必要な機器。
- (2) フィリピン籍の船舶や航空機を海外で修理した際の修理費用。
- (3) 輸出を条件に修理や加工、もしくは調整を目的に輸入された物品。ただし、一時輸入措置として、関税および諸税の合計額の 1.5 倍に相当する保証金を関税局に支払うことが求められる。
- (4) 競技などで得たメダルやカップなどの賞品。
- (5) 海外在住フィリピン人が帰国の際に持ち込んだ携行品や家財道具。個人使用目的であることに加え、価額が 1 万フィリピンペソを超えない分までなどの条件あり。1 万ペソを超えた価額分に対しては 50%の簡易税率が適用される。海外就労フィリピン人(OFW)の場合、さらに中古家電製品（6 カ月以上使用。該当年度に 1 品目 1 台まで）の持ち込みが免税となる。
- (6) 演奏家もしくは芸能人の衣服または携行品、旅行者が持ち込んだ携行品。個人使用目的のみ。
- (7) フィリピン政府の要請で派遣される外国人専門家やコンサルタントらが持ち込む携行品や引越し荷物。
- (8) フィリピン人やフィリピンに定住する者（またはその家族）が持ち込む職業貨物や個人の携行品、または家財道具。ただし、自動車や製造機械などは含まれない。
- (9) 公演もしくは展示、競技会のために持ち込まれた貨物。ただし、関税および諸税の合計額の 1.5 倍に相当する保証金の支払いなどが条件。
- (10) 外国の映像プロダクションが撮影のために持ち込む消耗品などの貨物。ただし、関税および諸税の合計額の 1.5 倍に相当する保証金の支払いなどが条件。
- (11) 外国の外交官や外国の政府機関などが公用もしくは私用のために持ち込む貨物。ただし、フィリピン外務省（DFA）や財務省（DOF）からの特別指示が必要。
- (12) 非営利の救済組織に寄付される無料配布用の物資。ただし、当該救済組織が社会福祉開発省（DSWD）もしくは教育省（DEPED）の認可を受けていることが条件。
- (13) セメント輸出用のクラフトペーパーバッグ、またはバナナ、マンゴー、パイナップルなどの輸出用生鮮果物を収納するための運搬用梱包材。
- (14) 航海中に必要となる船舶や航空機向けの必需品や供給品。
- (15) 沈没船などから回収した物品。沈没などの事故報告以降 2 年以上が経過していること。

- (16) 人骨の入った棺桶や骨壺、故人の所有していた（自動車を除く）携行品や家財道具など。ただし、価額が1万フィリピンペソ以内。
- (17) 販促用サンプル品。「サンプル品の販売は法により罰せられる」と表示されたもの。ただし、サンプル薬品の場合は事前に保健省（DOH）の、その他の商品の場合は財務省の認可をそれぞれ受けていること。また、価額が1万ペソ以内のものが免税対象となり、関税および諸税の合計額の1.5倍に相当する保証金を預け入れる必要がある。
- (18) 研究目的の動植物の輸入。ただし、フィリピン政府または認可機関から認可を受けていることが条件。
文化、教育、科学その他の学問の啓蒙を目的とした書籍類。教育省もしくは大統領府による認可を受けていること。
- (19) フィリピンから輸出されたフィリピン産製品で、フィリピン人が海外で自身の事業や職業のために使用し、付加価値や加工が加えられていないもの
- (20) 定期便航空会社向けの航空機やその機器、機械や交換部品、燃料など。ただし、国内で調達が困難な場合に限る。
- (21) 鉱石を精錬するために必要な機械・器具や生産設備、同部品や爆発物原料など。ただし、環境天然資源省などから認可を受けていることと新規鉱山もしくは再開鉱山であることが条件。
- (22) 外国貿易に従事する航空機や船舶のための緊急修理用の交換部品。
- (23) 修理のためにフィリピンから輸出され、その後、再輸入された識別容易な物品で、関税局の検査官にフィリピン国内では修理できないことが証明されている場合。
- (24) コンテナ貨物運搬トレーラー向けのシャーシー。ただし、関税および諸税の合計額の1.5倍相当の保証金を関税局に納めるほか、陸運局への登録や不使用期間には税関用地に保管するなどの条件を満たす必要がある。

なお、上記の条件付き非関税輸入のうち、以下の6項目については、特定の期間内に再輸出することが条件とされており（一時輸入と看做される）、いずれも関税および諸税の合計額の1.5倍に相当する保証金を関税局に預け入れることが義務付けられることに注意を要する。

- (2) 船舶や航空機の引き揚げ（サルベージ）に必要な機器
- (4) 輸出を条件に修理や加工もしくは調整を目的に輸入された物品)
- (6) 演奏家や芸能人の持ち込んだ物品
- (9) 公演もしくは展示、競技会のために持ち込まれた物品
- (10) 外国の映像プロダクションが撮影のために持ち込む貨物)
- (17) サンプル品

2. 付加価値税 (VAT)

フィリピンでは輸入品に対して関税や物品税の他に、日本の消費税にあたる付加価値税 (Value Added Tax : VAT) が課税される。輸入した物品の運賃保険料込み価格 (CIF) に関税や物品税、通関手数料などを加えた総額に対して12%がVATとして課税される。ただし、国税法 (内国歳入法) 第106項から109項により、以下の輸入の場合にはVATの課税が免除される。

<VATが免税となる輸入>

- (1) 加工食品の原料用向けの畜産物を含む農水産物。
- (2) 肥料、種苗、稚魚など。
- (3) 石炭や天然ガスなどの石油製品。
- (4) 物品税の対象となる最終石油製品向け原料。
- (5) 5,000 トン以上の実船および貨物船。
- (6) フィリピン居住者が海外から帰国した際に持ち込む携行品や家財道具など。
- (7) フィリピンに定住する者が持ち込む職業貨物や衣服、携行品や家財道具。ただし、自動車や機械類、製造業に使用する備品などを除く。また、持込可能期間も本人の到着日から前後3カ月以内。
- (8) フィリピン経済区庁 (PEZA) への登録企業などを除く、フィリピン政府が調印する国際協定などによって VAT 免税が付与されている取引。
- (9) 定期刊行物の輸入。

3. その他の課税

宝石、酒類、タバコなど一部の物品には「Ad Valorem Tax」と呼ばれる従価税が課される。

III. 引越し荷物および個人輸入の数量制限

1. 引越し荷物の通関の条件

貨物輸送業者からの情報によると、フィリピンでは有効期限1年以上の長期ビザ（学生ビザや投資家ビザ、外交官ビザやBOI/PEZAビザ、永住ビザや駐在員事務所員ビザ、退職者ビザなど）を初回に発給された輸入者に対し、入国後90日以内に1回のみ引越し荷物の免税での通関が認められている。その他の場合には、個人が使用していた中古品であっても課税対象となる。

輸入禁止品目（麻薬や銃器、模倣銃や爆発物、模造通貨やポルノ製品、商標権や著作権などの権利侵害商品、品質表示のない貴金属など）、自動車やオートバイ（外交官は除く）、動物検疫や植物検疫を必要とするものは引越し荷物として持ち込めない。

また、持ち込みや免税措置に数量制限があるものとして以下のものなどがある。

- (1) 医薬品。救急箱程度のものは持ち込み可。
- (2) CDやDVD、ビデオテープ。個人使用と認められる範囲。税関職員の判断による。
- (3) 無線機。事前許可が必要。
- (4) 食料品。米は50キロを超えると課税対象。食料品が貨物全体の3分の1以上を占める場合は課税される。
- (5) 家電製品。一般的に1台目は免税、2台目から課税対象になる場合がある。ゴルフセットも同様。

引越し荷物を免税で通関する場合、到着港（空港）から配達まで7～14日。課税で通関する場合、到着港から配達まで船便では4～7日、航空便では3～5日程度かかる。開梱検査率は、航空便では70%、船便では10%程度となっている。課税対象となり通常に通関をする際は貨物の価額を元に税額が決定され、納税後に輸入が許可される。通常に通関をする場合は迅速に輸入が許可されるのに対し、免税で通関する場合は、就労ビザ、外国人登録証などの関係書類を提出し、関税局が審査するため、輸入許可の取得に時間がかかる。

2. 個人輸入の数量制限

フィリピンへの個人輸入の数量限度については、個人消費・使用分として持ち込む旅具や引越し荷物などを除くと、基本的に商業用貨物として一般の通関手続き（課税される）、必要な場合には各種ライセンスの取得が必要となる。特に食品、化粧品、医薬品・医療機器については、個人消費量や個人使用の範囲を超えているとみなされると、いずれも輸入者（荷受人）が保健省食品医薬品管理局（FDA）や農業省畜産局（BAI）、または農業省漁業水産資源局（BFAR）から輸入許可や流通許可などのライセンスを取得していることが求められる。これら輸入数量限度の目安（個人消費分か否かの目安）は、一部の嗜好品を除いて、明確に定められておらず、上述のように、食品や化粧品については個人消費程度、

医薬品については救急箱程度、また医療機器についても私用（1台分）を超える分については、各種許可やライセンスの取得を求められると考えた方がよい。処方薬を持ち込む場合は、医師による証明書などを携帯することが推奨される。いずれにせよ、個人消費分であるか否かの目安については、担当の関税局徴税官の裁量によるところが大きい³。

3. 個人向け贈答品用小口貨物（Balik Bayan Box）

海外で働くフィリピン人労働者がフィリピン国内の家族宛に送付する貨物を「Balik Bayan Box」と呼び、関税局ではこれを家族や親類に宛てた贈答品扱いとしている。この貨物は密輸などを防ぐ目的で開梱検査が実施される。

(1) 「Balik Bayan Box」に梱包可能な物品および可能な送付頻度

貨物が商業用の物品および商業用の数量でないこと。個人使用目的の衣服、食品、缶詰などの保存食品などが送付可能である。価額の合計が500米ドルを超えないこと。海外の送付者1人につき、6カ月に1度、フィリピンへの送付することができる。

(2) フィリピン国内外での「Balik Bayan Box」の取り扱い業者とライセンス取得業者

「Balik Bayan Box」は「Door to Door」配達が可能であり、フィリピン国外では、フィリピン領事館に登録し、ライセンスを取得した貨物輸送業者（通関業者）が貨物を取り扱う。

一方、フィリピン国内では、貿易産業省（DTI）フィリピン海運貨物流通局（PSB）からライセンスを取得したフィリピン国内の貨物輸送業者が貨物の通関、輸送を行うことになっている。DTIのホームページ（<http://www.dti.gov.ph>）にPSBに承認された貨物輸送業者のリストが公開されている。

³ 関税局職員（Chief warehousing Coordination Division Import Assessment service）へのヒアリングによる。

IV. 輸入禁止および輸入制限品目

関税局は、空港を利用する入国者などに税関申告書 (Customs Declaration Form) を航空機内で配布し、輸入禁止品目および輸入制限品目 (動植物、通貨、銃器や薬品、DVD や無線機など通信機器類) を持ち込もうとする場合には自己申告することを義務付けている。

1. 輸入禁止品目

輸入禁止品目は関税法によって定められる品目とその他の法律、省庁の通達により定められている品目がある。ただし、特別法の施行などで解除されることも多い。

(1) 関税法第101項により輸入が禁止されている品目

- ア. 法律で認められた場合を除く、ダイナマイトや弾薬、銃器や武器、爆発物など。
- イ. フィリピン政府に対する反逆や治安妨害、フィリピン国民の生命の安全を脅かすことを情宣したり、唆したりする情報が含まれた文書や出版物。
- ウ. わいせつまたは不道德な内容を含む文書や出版物、映画や写真、絵画や彫刻など。
- エ. 不法な堕胎を施術するための道具や薬品、機材など。また、その方法などを直接、間接的に説明したり勧めたりした出版物。
- オ. 現金やタバコなどを配布したり、ギャンブルをしたりするために使用するルーレットやサイコロ、トランプや機械類、もしくはそれらの部品。
- カ. 政府が認可したものを除く、宝くじや賞金レース、それらの広告。
- キ. 完全、もしくは一部分が金や銀、他の貴金属やそれらの合金で製造された物品で、その純度を示す刻印やマークなどが無いもの。
- ク. 「食品・薬品法」 (共和国法3720号、その後改正) に違反する粗悪なもの、もしくは偽の商標を付けた食品や薬品。
- ケ. 医療目的で政府もしくは政府が認可した者が輸入する場合を除く、マリファナやアヘン、ケシやコカインなどの麻薬もしくは合成麻薬。
- コ. アヘンを吸引するためのパイプや道具。
- サ. 政府機関が禁止しているその他の物品。

(2) 他法令により輸入が禁止されている品目⁴

- ア. にんにくやキャベツなどの生鮮野菜 (共和国法第296号)
- イ. コーヒー (共和国法第2712号)
- ウ. ケシの種および種を含む物品 (関税局通達13-2011号)
- エ. 商業用古着 (共和国法第4653号)
- オ. 模倣銃 (1982年7月31日付指導通達 (Letter of Instruction) 第1264号)

⁴ 2013年4月18日付け中央銀行 (BSP) 通達第794号付録3「輸入禁止物品」の項を参照した。

- カ. 有害廃棄物（フィリピンでの積み替えも禁止）（共和国法第6969号）
- キ. PCBs（ポリ塩化ビフェニル）（環境天然資源省行政手続き命令（DENR Administrative Order）第1号）
- ク. 二輪車の中古部品（エンジンを除く）（2002年大統領令第156号）
- ケ. 右ハンドルの自動車（共和国法第8506号）
- コ. 生きたピラニア（1979年農業省漁業水産資源局（BFAR）水産行政手続き命令（Fisheries Administrative Order：FAO）第 126号）
- サ. 生きた小さいエビ、テナガエビ・クルマエビ類のエビ（生育段階問わない）（2001年 FAO第207号）
- シ. 強力な界面活性剤を含む洗濯洗剤および工業用洗剤（共和国法第 8970 号）

2. 輸入制限品目

輸入は禁止されていないものの、管轄官庁からの輸入許可やライセンスの取得が要件とされている主な品目および管轄官庁は以下のとおり⁵。

<輸入制限品目および管轄官庁>

- (1) 生きた動物や食肉、または肉製品など（農業省畜産局：DA-BAI および国家食肉検査委員会：NMIC）
- (2) 水産物（農業省漁業水産資源局：DA-BFAR）
- (3) 植物（農業省植物産業界局：DA-BPI）
- (4) 砂糖（砂糖統制庁：SRA）
- (5) 個人使用量を超えたビデオテープ、DVD など（貿易産業省光学メディア局：OMB）
- (6) 米（国家食糧庁：NFA）
- (7) 半合成抗生物質（アンピシリン、クロキサシリン）（保健省食品薬品管理局：DOH-FDA）
- (8) サプリメント・化粧品およびそれらの原料、食卓塩、小麦粉（保健省食品薬品管理局：DOH-FDA）
- (9) 自動車部品や構成品（貿易産業省輸入サービス局：DTI-BIS）
- (10) 1万フィリピンペソを超えるフィリピン通貨（フィリピン中央銀行：BSP）
- (11) 品質基準の遵守などが義務付けられている工業製品（貿易産業省製品基準局：DTI-BPS）

⁵ 2013年4月18日付け中央銀行（BSP）通達第794号付録3「輸入禁止物品」の項を参照した。

V. 展示会出品用貨物の通関

展示会に出品するための貨物を輸入する際は、販売用ではなくあくまで見本市などの展示会への出品用であることを申告し、必要書類などを提出すれば、一時輸入することができる。

ただし、次のとおり関税法第105項（q）の条件を満たさなければならない。

（関税法第105項（q）抜粋）

販売用でなく、フィリピンに新製品を紹介するために輸入するもので「サンプル販売は法により罰せられる」と表示されたもの。ただし、薬品の場合は事前に保健省の、その他の商品の場合は財務省の認可を受けていること。商業用サンプルの場合、輸入申告から6か月以内にサンプルを輸出することを条件に価額が1万ペソ以内のものが免税措置を受けられるが、関税および諸税の合計額の1.5倍に相当する保証金を預け入れる必要がある。

一方、フィリピンは「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）」に基づく国際共通免税一時通関制度（ATAカルネ制度）に加盟していない。そのため、商品見本や展示用物品、職業用具などの物品を持ち込み、一定期間後に再輸出する物品については、関税および諸税の合計額の1.5倍にあたる保証金を関税局に預け入れ、一時輸入する必要がある。そして、この保証金を支払う際には、関税検査官から再輸出約束証書

（Re-export Commitment Form）が正式な保証金受領書の代わりとして発行される。輸入者が出国する際には関税局でこの再輸出約束証書を現品やその他の必要証書（コマーシャル・インボイスや船荷証券、パッキングリストなど）と一緒に提出すると、保証金が返金される仕組みとなっている。

また、一時輸入後、展示会でこれら保税展示品を販売する場合には、財務省および関税局から事前に承認を得た上で関税および諸税を納める。展示会用サンプルが食品または化粧品で、展示会場またはフィリピン国内で消費される場合は、上記の一時輸入が認められず、関税および諸税を支払わなければならない。また、食品および化粧品は輸入前に保健省食品薬品管理局の許可を取得しなければならない。

展示会用の物品が貿易産業省傘下のフィリピン国際貿易センター（CITEM）が組織する国際見本市や商談会に向けたものである場合、輸入者がそれを証明する書類を輸入時に用意し、関税局に認められれば保証金なしで保税措置を受けられる。ただし、この場合も再輸出が条件となる⁶。

⁶ 関税局職員へのヒアリングによる。

VI. 経済連携協定

フィリピンと日本は、日本・フィリピン経済連携協定、ASEAN経済連携協定の2つの経済連携協定（EPA）を締結している。フィリピンに輸入する際にこれらの協定の特恵税率の適用を受ける場合、輸出者は日本商工会議所から特定原産地証明の発給を受け、協定に基づいた手続きを行う必要がある。

VII. 関税・通関制度の今後

関税局改革の一環として、2013年9月に発効した大統領令第140号により、財務省の直轄の部門として、関税政策調査事務所（CPRO）が設置された。CPROは、国際協定および諸外国との輸出入取引の目まぐるしい変化に対応するため、フィリピンの通関制度や手続きの整備および関税法の改定に向けた調査を行うことを目的に新たに組織された機関であり、関税局の職員で構成されている。今後、法律の改正および通関制度、手続きの改正案はこの部署で作成され、輸出入に関する規制、制度の改定が政府により決定されるとみられる。

VIII. 関係機関連絡先

財務省 (Department of Finance : DOF)

住所 : DOF Building, BSP Complex, Roxas Blvd., 1004 Metro Manila, Philippines

Tel : +63-2-523-6051 Web : <http://www.dof.gov.ph>

財務省関税局 (Bureau of Custom : BOC)

住所 : G/F, OCOM Building, Port Area, Manila

Tel : +63-2-917-3201 Web : <http://customs.gov.ph>

関税局輸入者認定ユニット (Interim Customs Accreditation Registration Unit : iCARE)

Tel : +63-947-1732-017 / +63-915-8823-745

関税局ニノイアキノ国際空港事務所 (Office in Ninoy Aquino International Airport)

住所 : BOC Building, Ninoy Aquino International Airport (NAIA), Pasay City

Tel : +63-2-877-1109 / +63-2-879-6003

関税委員会 (Tariff Commission)

住所 : 5th Floor, Philippine Heart Center Medical Arts Building, East Avenue, Diliman
1100, Quezon City, Philippines

Tel : +63-2-925-2401~50 Web : <http://www.tariffcommission.gov.ph>

関税率、関税分類に関する問い合わせ先直通 Tel : +63-2-926-8731

貿易産業省 (Department of Trade and Industry : DTI)

住所 : 361 Trade and Industry Building, Sen. Gil J. Puyat Ave., Makati City, Philippines
1200

Tel : +63-2-751-0384 Web : <http://www.dti.gov.ph>

フィリピン国際貿易センター (Center for International Trade Expositions and
Missions : CITEM)

住所 : Golden Shell Pavilion, ITC Complex, Roxas Boulevard cor. Sen. Gil J. Puyat Avenue,
Pasay City 1300, Philippines

Tel : +63-2-831-2201~09 Web : <http://www.citem.com.ph>

小口貨物の通関・関税制度（フィリピン）

2014年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.